

# BEAM 訪問看護ステーション運営規定

## (事業の目的)

第1条 この規定は株式会社BEAMが設置する BEAM 訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護（以下「訪問看護」という）の事業（以下「事業」という）の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 ステーションは訪問看護を提供することにより、生活の質を向上し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し快適な在宅医療ができるように努めなければならない。

2 ステーションは事業の運営にあたって、必要な時に必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

3 ステーションは事業の運営にあたって、関係市区町村、地域包括センター、保健所及び近隣の保健・医療または福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

## (事業の運営)

第3条 ステーションはこの事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは訪問看護を提供するにあたってはステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「看護師等」という）又は看護補助者によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

## (事業の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 BEAM 訪問看護ステーション
- (2) 所在地 東京都墨田区向島 3-40-7 ホームアダージョ 203

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師もしくは保健師 1名

管理者は所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合はステーションのほかの職務に従事することができるものとする。

- (2) 看護職員：保健師、看護師は 常勤換算 2.5名以上（うち常勤1名以上）  
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。

## (営業日及び営業時間等)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日：祝日 年末年始を除いた日から土まで
- (2) 営業時間： 午前 10時から午後 7時までとする

- ・常時 24 時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

### (訪問看護の利用時間及び利用回数)

第 7 条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

但し、医療保険適用となる場合を除く。

### (訪問看護の提供方法)

第 8 条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

(1) 利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

(2) 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅支援事業所、地域包括センター、地区医師会、関係区市町等、関係機関に調整を求め対応する。

### (訪問看護の内容)

第 9 条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

(1) 療養上の世話

清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話

(2) 診療の補助

褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置

(3) リハビリテーションに関すること

(4) 家族の支援に関すること

家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

### (緊急時における対応方法)

第 10 条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

### (利用料等)

第 11 条 ステーションは、基本利用料として介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受け取るものとする。介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬報告示上の額の 1 割、2 割又は 3 割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は全額利用者の自己負担とする。

2 ステーションは基本利用料のほか、以下の場合はその他の利用料として別表の額の支払を利用者から受けるものとする。

(1) 医療保険の範囲を超えた自費分

(2) 当日の自己都合のキャンセル

(3) 交通費は徴収しないものとする

### (通常の事業の実施地域)

第 12 条 通常の実施地域は墨田区・江東区・江戸川区・葛飾区・足立区・北区・荒川区・台東区・文京区・千代田区・中央区・港区・品川区・大田区とする。

### **(相談・苦情対応)**

第13条 ステーションは利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応する。

2 ステーションは前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

### **(事故処理)**

第14条 ステーションはサービス提供に際し、事故が発生した場合には速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 ステーションは前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

3 ステーションは利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

### **(虐待の防止のための措置に関する事項)**

第15条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

### **(その他運営についての留意事項)**

第16条 ステーションは社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

(1) 採用後3か月以内の初任研修

(2) 年1回以上の業務研修

2 職員は正当な理由がある場合を除き、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

3 ステーションは利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保管しなければならない。

### **附則**

この規定は、令和5年9月1日から施行する。